

政治倫理委員会

日 時	令和 8年 7月10日（金）	9時55分 開会 11時09分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 第 3 会議室	
出席議員	（委員長）13番 松下定弘 （副委員長）10番 名波和昌	
	15番 谷口恵世	14番 濱崎一輝
	11番 加藤 彰	8番 石山和生
欠席議員		
法第105条出席		
傍聴	12番 木村正利 8番 絹村智昭 7番 鈴木長馬 6番 菅沼保弘 5番 出縄耀戸 4番 畑 政之 3番 荻田信行 1番 中山尚大	
事務局	局長 榛葉清澄 次長 萩原美保 総括主幹 原口 亨	
説明員及び その他議員	2番 篠崎朗子	

署名 政治倫理委員長

開会の宣告

○政治倫理委員長（松下定弘君）

それでは、皆さんおそろいですので、ただいまから第3回牧之原市政治倫理委員会を始めたいと思います。よろしくお願いします。

傍聴者にお願ひがあります。傍聴人の遵守事項を守っていただくよう、よろしくお願いします。

2 協議事項 （1） 本人からの弁明・意見聴取

○政治倫理委員長（松下定弘君）

では、協議事項に入りたいと思います。

まず、（1）本人からの弁明・意見聴取についてということで、当該議員の入室を認めたいと思いますので、お願いします。

〔2番 篠崎朗子議員 入室〕

○政治倫理委員長（松下定弘君）

議員に、今回の件につきまして、委員会で審査していく上で確認されたいことがあります。したら、お願いしたいと思います。

何かご意見等ありますでしょうか。

谷口委員。

○（谷口恵世君）

まず、今回の件に関しまして、以前にもSNSの投稿内容について、当局から訂正や削除を求められた事案があったというふうに伺っていますけれども、そのような事実はありましたでしょうか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

篠崎委員。

○（篠崎朗子君）

そちらに関しましては、私の勉強不足でして、イベントの際に学校再編のことで声をかけていただいて、申し訳ございませんということで、私の勘違いだったので、大規模校という概念を小学校だけですよということで、私が読んだ資料ですと、小学校なのか小中一貫なのかということが、ちょっと分からないというか、もう少し確認すればよかったんですけれども、そこを指摘していただいたので、すぐに訂正させていただきました。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

谷口委員。

○（谷口恵世君）

では、そのような事実があったということでよろしいですか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

篠崎委員。

○（篠崎朗子君）

イベントの際に、そのように声をかけていただいたことは確かです。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

谷口委員。

○（谷口恵世君）

すみません、イベントでなく、SNSの投稿を、誤った投稿を以前もしたということの事実確認なんですけど。内容は結構です。あったかどうか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

篠崎委員。

○（篠崎朗子君）

私のほうでは、間違っていないと思っていたのですが、認識の違いというところがありました。

○（谷口恵世君）

内容ではなく、事実があったかどうか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

篠崎委員。

○（篠崎朗子君）

そのように指摘されて直した事実があります。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

谷口委員。

○（谷口恵世君）

その際、当局から、今ご説明ありましたけれども、指摘を篠崎委員が受けて、どのように対応されたのでしょうか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

篠崎委員。

○（篠崎朗子君）

その場で、もう一度、帰宅後にもう一回調べ直して、その場で修正をして、職員の方には、その場で謝罪をさせていただきました。申し訳ございません。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

谷口委員。

○（谷口恵世君）

前回、そのような経緯があったということが、今あるということで事実ですけれども、今回も、また結果として、当局から誤解を招く内容との指摘を、また再度受けたということになると思うんですけれども、この点について、2回目ということなんですけれども、篠崎議員は、ご自身はどのように、それに関して受け止めているのでしょうか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

篠崎委員。

○（篠崎朗子君）

それは、誤解を招くというところまで、本当に配慮が行き届かなかったことは、本当に申し訳なく思いまして、それも指摘を受けた後、すぐに確認、修正をして、教育文化部にも、すぐにお電話したんですけれども、その日はちょっとつながらなかったのも、翌日の

謝罪になりましたけれども、誤解を招くような投稿をしてしまい申し訳ありませんでしたとお伝えしました。

そのときの気持ちというのは、やはり、本当、細心の注意をはらって、いつも誰も傷つけないとか、いろいろな配慮をしながら、いつも投稿はしているんですけども、もう一度、やっぱり確認をして、しっかり主語があるかどうか、誰が読んでも誤解がないかどうかというようなチェックを、これからしていかなきゃいけないなということと、あとは、その日に慌てて投稿するとかではなく、落ち着いて一晩寝かす、あとは、2回、3回チェックをしっかりとしてから投稿しなければならないなということになりました。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

では、ほかの意見で。

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

私も関連なんですけれども、そのとき、当局からの、事実と違うということで指摘を受けたということなんですけれども、議長のほうから呼び出されて注意とかはあったのか、そこだけ確認させてください。議長から呼び出されての注意とかはありましたか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

篠崎委員。

○（篠崎朗子君）

総務建設委員会の後に、議長から、説明をしてくださいということで、お話をさせていただきました。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

それは学校の関係。谷口議員が聞いたことのところですよ。今回のことじゃなくて。前回。谷口議員が聞いた時のことです。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

篠崎委員。

○（篠崎朗子君）

前回に関しては、何もなかったです。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ほか、ご意見等。

名波副委員長。

○（名波和昌君）

1点、ちょうど今回の事案が発生する前日に全員協議会で、もう一人の議員のSNS投稿に関して注意喚起というか、そういう事実があって、注意するような事案が出たと思うんです。

今回の事案は、その翌日の投稿だったと思うんですが、全員協議会で出たその注意喚起そのものを、どのように捉えていたのか。あわせて、それに関して翌日に投稿した内容をどれだけ精査されたのか、その点について少しお聞かせください。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

篠崎委員。

○（篠崎朗子君）

前日のこともあったのですが、いつも毎回、やはりしっかり、ちゃんと正しい情報を伝えないといけないとか、あとは人を傷つけてはいけないとか、いろんなことを毎日毎日考えてやっていたので、そういうところで注意があったことというのも受け止めながらやった中で、本当にそのときは確認したつもりがあったのかもしれないんですけども、本当に投稿の頻度、毎日毎日本当にずっと気を張って、正しい投稿を、人を傷つけない投稿をということで、毎日やっていることなので、その中で起きてしまったことで、本当にちょっと後悔というか、何をしていたんだろうと思っているんですけども、そこは、また改めてというか、そこも再認識しながら、いつも心がけていることと、もう一つということもあるんですけども、ちょっと配慮というか、そこまで思いが至らなかったとか、これが、この投稿が誤解を招くというところに自分の感覚が至らなかったのではないかなと、今は思います。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

名波副委員長。

○（名波和昌君）

ということであれば、前日、ああいうことがあったにもかかわらず、翌日の自分の投稿を十分に精査できていなかったという捉え方でよろしいんですか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

篠崎委員。

○（篠崎朗子君）

精査はいつもしていますし、今回もしたつもりなので、したかしていないかといえ、しています。

ただ、この文章が主語がない状態です出してしまったことが、このような誤解を招くという想像力の欠如というか、そういう点というふうに私は思って、感じているので、これからは、そこにプラスして、新たにちょっと想像力を働かせて、本当に誤解がないようにというところまでを、しっかりやらなければならないなと思いました。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

名波副委員長。

○（名波和昌君）

今後のことはまた置いておいて、当日の動向についてのことを今お聞きしていますので、精査はしたけれど至らなかったという認識でよろしかったですか。

もう一点は、先ほど、過去にも1件あったというお話ですが、それがあったときに、ちょっと今日の論点と違うかもしれませんが、議長に対して当局からそういう指摘があって修正しましたというような報告は、議員から議長に対しては、してあったんでしょうか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

篠崎委員。

○（篠崎朗子君）

それは、正式な場所ではなく、イベントのときに声をかけていただいたので、ちょっとまだ何も分からないところ、何も分からないというと、ちょっと議員としては責任がないとか、そういう認識に。

○（名波和昌君）

議長に、そういう事実があったことを報告したかどうかということ。

○（篠崎朗子君）

伝えていないです。

○（名波和昌君）

していない。

以上です。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ほかに。

石山委員。

○（石山和生君）

私からは、倫理規程第2条の（5）発言又はSNS等情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行うことという条文があるわけなんですけど、僕が見るに、発言は非常に議員の中でもトップレベルでSNSなどには発信されていると思います。それ自体の責任、どういう思いで、こういうSNS等発信をしているのか、倫理基準ということなのでお聞かせください。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

篠崎委員。

○（篠崎朗子君）

思いという点で言いますと、私自身がまだ議員になる前に、いろんなことが知らない間に決まっていくような、というふうに感じるけど、本当はそうではなく、私がもしかしたら情報を取りに行けなかっただけかもしれないですけども、本当にそういった思いから、なるべくオープンになったものは発信していきたいという思いでやっています。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

石山委員。

○（石山和生君）

答えられなかったら答えられないでもいいんですけども、たくさん話をしていく中で、自分の中での精査もしているつもりだというふうにおっしゃっていて、これ、誤りがあったことイコール、公人としての自覚及び責任が倫理違反かどうかって、自分が判断することじゃないと思う、意見することじゃないというんだったら、そう言ってもらっていいですけど、ご自身はどう考えているのかなと。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

篠崎委員。

○（篠崎朗子君）

私が判断できることではないかもしれないんですけども、もし、この投稿が本当に悪意を持って何か当局を混乱させようとか、そういう意図がもしあったとしたら、本当に倫理に抵触は絶対するだろうなという、そこだけは確実にだなと思うんですが、ちょっとそこ

からは分かりません。今回、結果的にこういう事態になってしまっているの、とにかく悪意はないというところなので、あとは、責任としては、本当に何度も繰り返してしましますが、ちゃんと正しい内容と、誰も傷つけない内容という思いで毎日書いていましたので、それ以上はちょっと分からないので、すみません。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ほかに確認等。

加藤委員。

○（加藤 彰君）

私のほうは、確認をこちらでもしていますけれども、もう一度、事実の確認をさせてもらいたいと思います。

まず、修正をされているということ。その修正をした理由というか、内容を理解して、だから修正したと。いいですね。

もう一つは、教育文化部長に対しては謝罪もされていると。そこはまず、いいですね。なので、間違っちゃったけれども、その対応はできる限りしたんだということですよね。

もう一点、今の石山委員のに若干関係あるんですけど、今回の政治倫理規程の第2条(5)の中で発信又はSNS等情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行うことについてということ、今言われたと思うんですけども、確かに、これだけで公人としての自覚というのは、なかなか分かりませんよね、というのは正直思います。

ここからは、これからのところの話にちょっとなっちゃうかもしれませんが、例えば幾つかの市議会のほうで、議員がソーシャルメディアを使うときのガイドラインというのをつくられていると。そういう中に、きっちりと、ここに関係するようなことが書いてあれば、割合理解しやすいというふうに思います。

その中で、幾つか見ると、大体共通して書いてあるのが、まず、そもそも正確を期すということが大事だということ。ということは、間違っただけではないということです。もう一つは、ここが、それは作り方の話というか、市議会なりの考え方になるかもしれませんが、その間違っただけが意図するとか意図しないとかではなくて、結果的に間違っただけになってしまったらということです。ですので、当然、意図してはいなくても、間違っただけというのは事実だったということはいいいでしょうかね。

だとしますと、基本的にはその後、ちゃんと訂正しているとか、修正してとか、そしてさらに謝罪をしてみたいなことが、どうしても必要になってきちゃうかなと思うんですね。

なので、ただ、篠崎議員が考えられる謝罪とか修正はされたというのは、事実としてあるということは、そのとおりでよろしいですかね。

○（篠崎朗子君）

はい。

○（加藤 彰君）

以上です。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ほかにご意見等がありますか。お聞きになりたいことは。

〔「なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ないようですので、それでは、もし篠崎議員のほうからお話しされたいことがありますか。

篠崎委員。

○（篠崎朗子君）

今回は、私ごとで皆様の本当、貴重なお時間をいただいてしまって、本当に申し訳なく思っております。

S N S 投稿を本当に毎日頑張っていたのですが、これからはちょっと忙しいとか忙しくないとか、そういうことにかかわらず、もっと頻度を下げてでも落ち着いて、より確認を、本当にダブル、トリプル、何ならもっとやりながら、より正確に誤解のないような投稿を心がけていきたいと思っていますので。

いつも本当に何とか皆様に情報を届けたいという思いでやっておりますので、このようなミスが起きてしまったところは、しっかりと今後カバーできるように取り組んでいきますので、よろしくお願いします。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ありがとうございました。

それでは、意見聴取につきましては、以上とさせていただきます。

篠崎議員、お疲れさまでした。退室をお願いします。

〔2 番 篠崎朗子議員 退室〕

2 協議事項 （2） 是正措置について

○政治倫理委員長（松下定弘君）

次に、（2）政治倫理基準の確認についてということで、これまでの経緯の説明、また本人からの意見聴取などから、規程の第2条第1項第5号の基準の遵守の適否、また、そのほかご意見がございましたらご意見をお願いしたいと思いますが、ありますでしょうか。

○（濱崎一輝君）

具体的に分かりやすく言ったら。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

具体的に分かりやすく言うと、この規程第2条第1項第5号が、発言又はS N S 等情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行うことという規定がございますよね。これに対して、ちゃんと遵守されていたのかというところのご意見が、まだ、いや、そうじゃないじゃないかとか、ご意見があるかどうかと、もう一度、取ろうと思って聞きしています。

前回もこれをやっているのです。

○（濱崎一輝君）

それは、具体的にいろんな意見を言ってもいいということですか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

どんな意見かというと。

○（谷口恵世君）

意見を出せばいいということですか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

意見ですね。

○（石山和生君）

5号に対して、みんながどう思うかという話ですか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

そうじゃなくて、これに適合されていますよねというところの、いや、そうじゃないよという方がいるのかどうかという。

加藤委員。

○（加藤 彰君）

確認ですけど、今言っているのは、委員会の所掌事項の第6条の（1）に、こう書いてあって、第2条に規定する政治倫理基準若しくは第3条に規定するということですけど、まず2条ですよ。それについて、まず、該当しているかしていないかというのは、前回の委員会でやったわけですよ。

一応、間違っただということ自体はあったから、該当するでしょうと。そこまでは全員が認め、何というのかな。

○（谷口恵世君）

手を挙げた。

○（加藤 彰君）

挙げたんですね。だけど、今日、（2）のほうで第2条に関して重要事項の審査をしたんですよ、今。したというか、事実確認をしたんじゃないでしょうか。

ですので、それで一つは、その事実確認をしたということを議長に報告するということがじゃないんですかね。

今の中で、もし、何か意見があれば、もちろんね。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

まだ、ほかにも意見があるのかなと思いましたので、それでちょっと聞いております。

○（加藤 彰君）

だから、今出た意見を、それをまとめてもらって、それを議長に。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

それを今から言おうと思っているんですけど。

○（加藤 彰君）

というか、そういう考えでいいかどうかという。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

そうですね。自分のほうの、ちょっと順序が間違っただけで申し訳なかったです。

石山委員。

○（石山和生君）

すみません、第6条（1）の、今、これに該当するかどうか審査の対象になっているというのは、この前やって、今話すべきは、この基準に反する行為があったかないかを審査するというのが、第6条（1）に書いてあるんですけど、今がそのフェーズですか。

第6条（1）に第2条に規定する、遵守事項に反する行為の存否を審査すること。

それは、この前。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

この間、前回やって。

○（石山和生君）

いや、違ってないですか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

2回やったよね。

○（石山和生君）

すみません、じゃあ、ここじゃないのかもしれませんが。どこで言えばいいか分からないんですけど、第2条（5）に関しては倫理違反にはならないと思うというのは、僕はどこかで言いたいんですけど、これはここですか。今このフェーズ。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

そこを今から、今回の件につきまして、牧之原市議会議員政治倫理規程の第2条第1項第5号の基準に抵触していると認める方は挙手をお願いしますということで。

○（石山和生君）

その前にみんなで意見を言う。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

あるかねということが聞きたかったと。

○（石山和生君）

それは、じゃあ、今、だから、そうだということですか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

そうですね。意見というか。

○（濱崎一輝君）

自由に言っていていいということですよね。それを踏まえて。

○（加藤 彰君）

というか、該当しているじゃないかということで、それで皆さん手を挙げたんですよ。それを今度は、本当にというか、そのことが、ここで言うなら違反しているかどうかのレベルというか、程度というか、その程度がないという程度と、あるけどこのぐらいという、そういうのを今やる。だよな。

○（石山和生君）

それなら今、この場で、それなら僕も今発言していいと。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

石山委員。

○（石山和生君）

じゃあ、第2条の（5）について違反かどうかというところに関しては、ミスはあったが倫理違反かと言われると、倫理違反というのは、故意か単なる誤りかというのが、まず一つ重要ですね。誤りは誤りでいいことではないですけど、故意かどうかというのは倫理という観点から見たら、すごい重要だと思っています。

あと、誤りの内容に関しても、次か。そもそも発言前にちゃんと確認していたのかということに関しては、ご自身では確認していたという発言があったと思います。

あとは、誤りがあった後の対応ですね。ここも誠実かどうかというのは非常に倫理に関わってくると思います。これが全然対応していないようだったら、誤りであると倫理違反

だと思いますが、今回に関しては誤って、訂正をしているということを考えても、倫理違反とまでは、いきなり言えないんじゃないかなというふうに思っています。

なので、総合的に考えたときに、ミスではあるし、いいことではないという前提で、注意を促す必要もあるし、委員会としても反省なり何なりをしてもらうための何かを出してもらうことは必要かと思うんですが、倫理違反と認定するというレベルではないんじゃないかなというのが個人的な、質問も聞いた中でも思いました。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ただいまのご意見と、ほかに。

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

私も石山委員の意見に同感でございます。

本人の弁明を聞いた中で、前回の学校再編に関する投稿の中でも、当局から指摘されて、それを注意したと。その後、自分なりに投稿する際に細心の注意をはらって投稿していた中で、今回の内容を見ていっても、意図的にやっているという意図はないかと、私も見ていて思いましたが、本人からも聞いて、そのとおりでなというのを確信できました。

人というのは、必ず間違いを起こすものだと思いますので、それをいかに反省して、それを次に活かすということになりますけれども、先ほど私が確認をお願いしたのが、当局のほうから指摘を受けたということですね、前回の学校再編に関しては。そのときには議長に呼ばれて注意がされていないという中で、本人の中では、例えばイベントの会場で、さらっと言われたものだから、軽く捉えたんじゃないかなというふうに思ったんですね。

それが、議長に呼ばれてその際に注意されていれば、より、もっと自分を律する必要があるかなと、多分感じたと思うんですけれども、そこまで多分、至っていなかったと思うので、本人にしてみても、今回のことが、いきなり投稿、こんなことがあって、いきなり呼ばれて倫理委員会にかけられるという中で、本人もかなりびっくりされているんじゃないかなと思うんですよ。そうすると、やはり、まずは今回、呼び出されて注意というところで、私は済むものではないかなと思っていますので、今回のことに関しては、政治倫理委員会にかけるほどのことではないかと。

ただし、公人としての自覚をもって今後投稿してほしいということで、そこに関しては私も、より本人に反省を促すという部分では必要かなと思っていますので、反省を促すという意味でも注意程度でいいと思っていますので、政治倫理のことでかけるほどのことではないかなというふうに思っております。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ほかにご意見はありますか。

谷口委員。

○（谷口恵世君）

今、石山委員と濱崎委員の話なんですけれども、まず、二人とも違反の有無と修正、謝罪というのを一緒にしてしまっていると思うんですね。

まず、これは倫理規程違反がある中で、まず、そこが第2条第1項第5号の公人としての自覚及び責任を持ったSNS発信ができていたかというところは、できていなかったということですね、事実として。ですよね。違いますか。

私は、そう思います。構わないとかじゃなくて、そうだと思います。

今、皆さんが言われる修正、謝罪、違反の後に修正、謝罪ってしているということは、是正措置の評価をそこで諮ると思うんですよね。

なので、篠崎議員が第2条第1項第5号には違反していない。だけれども、その違反という当局側からの修正を求められて謝罪、修正を即時した対応というのは、恐らく委員会として出すというよりも、議長が判断する、そこで反省文を提出なのかちょっと分からないですけれども、そこまで重くならないという処分になるんじゃないかということで、違反の有無と修正、謝罪というのを一緒にしないほうがいいんじゃないかなと思います。

そうでないと、もし修正、謝罪したから違反ではないという考えだとしたら、この政治倫理規程の第2条第1項第5号は、実質的に全く意味がなくなってしまうと思うんですよね。

先ほど石山委員が、倫理だから、故意だったかどうかというところを言ったと思うんですけれども、そこまで、この倫理規程の中で、故意だったか誤りだったかと、さっき二つ言ったと思うんですけれども、誤りのほうは合っていて、故意は合っていない、それで二つ、もし石山委員がそう考えられるとしたら、そこで、じゃあ、誤りは誤り、故意は故意だと、そこで二つある中で、どうして違反じゃないのというほうに動くのかな、とは思いました。

別に、石山委員と議論することではなく、私のこれは意見です。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

石山委員。

○（石山和生君）

まず、そもそも誤ったら違反とは、全く書いていないですよね。なので、違反として断定できる内容はないんじゃないかというふうに、やっぱり思いますね。

倫理において故意か誤りかというのは、大きな差があると思います。たくさん発言すればするほど、0.1%のミスが起こるとして、1,000件情報を発信したら、どこかでミスが出てきた場合に、それをもって999件の誠実な情報発信、市民のためになる情報発信があった場合に、それでミスっても直さないんだったらそれは倫理違反ですよ。倫理違反だし、それも悪いほうに誘導するのは倫理違反だし、そこには故意か故意じゃないかというのは、とても重要なファクターだと思います。というのが私の思っているところですね。

今回の話を聞いて、故意にやっているようには思えないし、かつ、今回の文章に関しては主語がないだけで、確実に誤っているとは、こちら側も言えないんじゃないかとは思いますが。

だって、逆に市役所のと書いてあったら、これは完全なる誤りで誘導していると断定できると思いますけど、今回に関しては、そこを書いていないので、そう見ても、あっちの弁護士とも取れるといえば取れるみたいな状況なので、ここも断定まではできないし、断定すると僕たちが危ないんじゃないかというところまで思っています。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

石山委員の意見に補足するような感じなんですけれども、やっぱり故意か故意じゃないかというのは、すごく重要なことだと思うんですよ。

今回、この第2条第5項に関して言うと、これだけの文章だと、本人もそうだし、我々としても判断がしにくいと思うんですよ。明確な基準があるわけじゃないので。これを、よしとしてしまうと、今後、SNSをやっている方は誰にでもリスクはあります。誰でも間違いがあったときに、同じように倫理委員会にかけられることになるので、それはちょっと違うんじゃないかなと。

政治活動をしていく中で、これからSNSはどんどん普及していきますので、投稿しないほうが、逆に言うと時代遅れになっていくという形になりますので、それをやっていく中でのリスクは十分あります。注意していくとかね。

それを、いきなり、例えば、いろんなスポーツもそうですけれども、いきなり退場ってほとんどないですよ、よっぽどの悪意がなければ。なので、例えばサッカーでいっても、注意ということでイエローカードを出されて、その後に一発退場ということでレッドカードがありますけれども、いきなりって、ほとんどないですよ。

そこまでのことと言うと、今回に関しては、それほど悪意を持ってやられたことではないので、ここのところに抵触するかどうかということも、本当に微妙なところだと思うんですよ。

だから、人の捉え方、考え方、価値観の違いだと思うものですから、私は、私個人としては、今回に関しては、そこまで騒ぎたてる必要はないのではないかなと。議長が呼び出して注意程度で済むのではないかなという思いで、今回に関しては、私はそのように考えているということをお伝えしておきます。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

名波委員。

○（名波和昌君）

皆さん、いろいろそれぞれご意見を持っていると思いますが、自分としては、あくまでも公人として自覚及び責任を持って投稿したかというところが一番の論点であって、その後、修正とか謝ったとかというのは、また別の視点だと思います。それは当然のことであって、ここが、前日に、SNSの投稿について注意しなきゃいけないということがあって、本人も精査が足りなかったという事実は認めていらっしゃると思うんですけど、その、本当に公人として自覚と責任があったかどうかというところ。

それと、もう一つ、主語がないから分かりにくかったというご意見もあったんですが、これが載ったことによって、市民から当局に何件か通報があったということであれば、既に誤解が市民に広がっているという、その事実は、やっぱり委員会としてもしっかり捉えておかなければいけないなというふうに自分は思います。

なので、ここの公人としての自覚と責任があったかどうかということ、配慮が足りなかったなというふうに、自分としては思います。

以上です。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

谷口委員。

○（谷口恵世君）

私も、今、名波委員が言ったように、そのように思いますし、さらに今回の件が２回目ということで、そこが前回、当局から指摘を受けていたということがあります。

それは、議長のほうに、先ほど議長からは篠崎委員は注意は来ていなかったということなんですけれども、当局からは議長のほうに、その話は行っていました。議長はその話を聞いて、今回は１回目だから、そのときは恐らく議長は、特に本人には注意しなかった、受け止めだけだったと思うんですけれども、さすがに今回２回目ということで、当局から、議会として対応してほしいということを正式に議長にあったということは、すごく重いことだと思うんですよね。

なので、そこを踏まえて、今回だけを切り取るんじゃなくて、過去にも同様の指摘があったということが、やはり責任、議員としての責任が少し欠けていたんじゃないかなというところにも関すると思いますので、私はそのように考えます。

ただ、その以後、修正、謝罪というのは、もちろん真摯に篠崎議員もされたということも重々、今、分かりますので、説明の中で。そこは、やはり今後の彼女の課題じゃないですけど、再発防止に向けて本人も反省されているということですので、そこは情状酌量みたいな余地はあるのかなというふうには受け止めますし、加藤委員と濱崎委員がおっしゃっていたように、やはりSNSに関しての規程が大ざっぱ過ぎるというか、なので、もう少し今後、ガイドラインを、この議会として整えていくということをやっていくことが必要なのかなというふうに私は思います。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

加藤委員。

○（加藤 彰君）

もう一回、確認なんですけれども、第６条第１号について、守らなくてはいけないことが守られていたか、甘かったかということがあったかどうかということについては、あったという、そういうことで、審査した結果としては、むしろ今いろんな意見が出ているということですよ。

その中で、この文言にかかる重要事項という意味合いですけれども、もし、この重要事項というのをあえて考えると、一つは出ているのが故意とか、要するに意図しているとか、していないかという話ですよ。意図していれば、これは全然しょうがないと。でも、意図していないじゃないか、その場合には少し大目に見てあげればいいじゃないかみたいなことですよ。

もう一つの論点としては、それが議長に報告した後の話にもつながると思うんですけれども、篠崎委員は、自分としては間違っただけということは認めているわけですよ。だけど、故意ではなかったですよ。もう一つは、修正もしましたということでした。そこについては、ここでの審査の報告として、そういうことを挙げればいいんじゃないかなというふうに思うんですけれどね。

加えて、今、副議長が言われるように、なかなか判断しにくいところがあるから、SNSというのを使った場合の留意点というか、今後こういうところを気をつけなくちゃいけないということを、少しこの市議会としてガイドライン的なものをつくっておいたほうがいいんじゃないかなというようなご意見でしたよね。それは僕もそのほうがいいだろうなと思います。

でも、今回、今はそういうのはないから、ないからあれですけども、あえて他の市議会の、そういったつくったものを見ると、故意とか故意じゃなくても、結果が間違っちゃったら、それはすぐに謝罪しなくちゃいけないし、修正したと言えないというふうに書いてあるわけですね。

なので、やっぱりそれはそうだと思うんです。なので、そう考えたときに、最後ですけど、事務局に聞きたいのは、要するに、ここで該当していたかしていなかったのかというのは、該当していたということでもいいわけですよ。そこなんですけどね。

そこが該当していたと、一応。していたけれども、議長のほうに報告する部分としては、こういうところは注意してくださいね、こういうところは今後に向けてこちらとしても改善ができるような仕組みというのをつくっていきますみたいな、そういう方向でのまとめでいいのかどうか。その2点です。

1点目の、そもそも該当していたか、していなかったかということ、前回、該当していたというふうに思っています。

○（石山和生君）

該当していたかどうかは。

○（加藤 彰君）

そう、該当していたけど、違反の程度だよ。程度というか。そこら辺は、ちゃんとしておいたほうがいいと思います。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

石山委員。

○（石山和生君）

この政治倫理委員会にかけられるということ自体が、まず該当していたというのは、僕はそのとおりだと思うんですけど、これの違反の具合、程度みたいな話が、今ということですね。

○（加藤 彰君）

でいいと思うんですけどね。

○（石山和生君）

僕は、これは極めて白、白寄りだというような話ですね。

ちょっとだけ確認したいんですけど、今後、SNSのガイドラインとかって話になっていくと思うので、ここでちょっと確認しておきたいんですけど、100%ミスがない発信じゃないと公人として自覚がない、責任がないということになるというのが、今皆さんが言っていることですか。100%ミスがないと。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

加藤委員。

○（加藤 彰君）

恐らく、倫理規程の、倫理規程という部分とガイドラインは、ちょっと分けておいたほうがいいと思いますよ。

○（石山和生君）

じゃあ、倫理規程の話。

○（加藤 彰君）

だから、SNSのガイドラインで、こう書いてあって、そこはなるべく守ってほしいわけですね。守ってほしい。だけれども結果的に、言うように、何百も出している人にとって、もしかしたら、ある人から見れば、まずいんじゃないかというのがあったときに、いや、私そんなことを思っていないので、というところだよな。

でも、あったときには、ガイドラインで見ると、修正して謝ってくださいねと書いてあるわけです。なので、それを、じゃあ、倫理規程にかけるという話じゃない。かけるものもあるかもしれないけど、そこまで読めないんですよ。

だから、そこは分けたほうがいい。だけれども、今の論点の中で、間違っちゃったということは、今後において何とかしていくという方向性をつけないといけないので、そこは分けて、今後は分けて、一つの方法としては、ガイドラインみたいなものがあれば、少しは参考になるんじゃないかなという。

だから、ちょっと分けなくちゃいけないじゃない。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

石山委員。

○（石山和生君）

分かりました。なので、僕は、どちらかというと違反は、ほぼこれはしていないという立場なのは、要するに公人としての自覚及び責任の範囲が、ミスしたら、自覚がなかった、責任がなかったというのは、ちょっとあまりにも。それって飛躍というか、結構ちゃんと言うと、100%本当にミスがない情報をしない限り、公人として発信じゃなければ自覚と責任がないということになるし、そうなってくると、そもそもみんな、市民にとって有益な情報はリスクがあるから、そもそも発信しなくなるという、そういう、そもそも市民の方々にとってもよくない方向になり得ると思うんですね。

なので、これで倫理違反とは、やっぱり。誤りがあったかないか、僕は誤りがあったことは悪いことだと思います。いいことでは全くない、これは大前提なんですけど、これがあったからといって倫理違反かというのは、やっぱり故意か故意じゃないか、それに謝っているか謝っていないか、そういった、それで全然訂正しないとかするとか、そういったところをちゃんとやった上で判断すべきだと思います。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

私も同じ意見なんですけれども、SNSをやっている人とやっていない人では、投稿をやっている人のほうがリスクはあると思いますし、市民からしてみたら、情報がほしいというのは当然あると思うんですよ。

その情報を出していく中で文章が長くなっているだとか、回数をやっていれば、どうしても間違いというのは起こってくる可能性があるもので、それを、例えば、ちょっと言い回しが違ったからといって、捉え方ですよ、人によっての。これはちょっと問題があるんじゃないかと思う人もいるかもしれませんが、その都度、その都度、公人としての自覚があるかないかということ問われて、政治倫理委員会にかけられるということ自体が論外だと思いますし、逆にそれをやることによって、議員がこれから情報発信しなくなっちゃうと思うんですよ。

萎縮しちゃうと思いますので、特に新人議員に関しては伸び伸びやってもらいたいと思いますし、逆にそういったところで抑制するとよくないと思うものですから、今回で言うと、このところに関しては自覚と責任を持って私はやっていると思います。やっている中で、悪意でやったわけじゃなくて、たまたまそうってしまったということで、これは反省してもらおうというところは十分必要ですけども、そこは、政治倫理委員会というところの公人としての自覚及び責任を持って行うことということで、そこに関してはやっていったというふうに私は思います。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ほかにありますか。

谷口委員。

○（谷口恵世君）

S N Sを投稿するときに、皆様気をつけてやっているということで、それを別に抑制するとか、そういうこともないし、回数をやっているからミスが出て、増えるかもしれないとか、そういうことを今、全くちょっと関係ないと思うんですよね。

当局から指摘が2回あったというところで、議会として対応してほしいということは、倫理委員会というものを立ち上げるしかないという議長の判断だったと思うんですけども。

ですので、S N Sの投稿をたくさんやっている。石山委員とか濱崎委員もやっているのかな。私も割と上げていると思うんですけど、それに関して、これもちょっと違うかもしれないですけど、当局から指摘があったことが、濱崎委員とかってありますか。私はないので。

○（濱崎一輝君）

ないです。

○（谷口恵世君）

ないですよ。ですから、そこの違いだと思うんです。そこが倫理委員会にかけられているということを、そこをちょっと理解が乏しいんじゃないかなということを、私は思います。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

石山委員。

○（石山和生君）

今のところなんですけど、僕はむしろ、当局から来たものを倫理にかけるというのが非常に危険だと思います。むしろ逆に危ないと思います。

なぜならば、やっぱり政治をやっていく上で、我々はそもそも行政を監視する立場で、行政の、これは今回は誤りですよ。今回は誤りですけど、何かAの方向に行こうとしているとき、Aは違うと、Bの方向がいいと言っていたときに、当局から同じようにちょっとしたミスを取って、何かやってくれといって倫理委員会にかけられたら。

なので、だけど、そういう使い道もあるということですよ。

なので、当局からあったというのは、むしろ議会としてそういうことしかできないみたいな雰囲気がありましたけど、それはむしろ危ないんじゃないかなと思います。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

谷口委員。

○（谷口恵世君）

石山委員が今おっしゃっていることって、今ない、現実性がないですよ。今現実のことじゃないです。当局が今回、意図をもってどちらかに誘導したという当局からの指摘じゃないと思います。

だから、それは、もしかしてそういうことがあるかもしれない可能性の話だけですよ、今。今回の篠崎委員に対しての当局の指摘が、どちらかに当局が誘導しているかもしれない、政治的なことがあるかもしれないということは事実ではないので、今その話。

○（石山和生君）

そんなことは言っていないです。

○（谷口恵世君）

今言いましたよね。

○（石山和生君）

今回の話で言っているのは、僕は当局からの。

○（谷口恵世君）

だから、それは可能性の話ですよ。今回のこの倫理委員会は、今回の事実についてですから。おかしいと思います。ちょっとそれは。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

石山委員。

○（石山和生君）

いや、だって、当局から来たからというのを重く受け止めてやったほうがいいという発言があったので、いやいや、だから、当局。

○（谷口恵世君）

当局から来たことを受け止めて議長が、皆さんがこの議会で選んだ議長が決めたことです。それで倫理委員会を開いてほしいということです。

○（石山和生君）

それを重く受け止めたほうがいいとおっしゃった。

○（谷口恵世君）

それを議長が受け止めて、それは議長は議会で決めていますから。議会としてのことですよ。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

今の話なんですけれども、石山委員が言っているのは、今回だけじゃなくて、これからですよ。これから当局から例えば投稿に対して、これは何とかしてくれとかとなったときに、例えば当局側が、逆に言うと判断基準になっちゃって、当局から言われたら、すぐに例えば議会として何かしなきゃいけないということになってくる可能性があるということ言っているんですね。

それでいくと、私も同じように思っているんで、逆に言うと、当局から何か言われたということになっちゃうと、例えば議員として二代表制という中でチェックしている中で、

例えばこれからいろいろ投稿していく中で、この投稿に関して当局側が何とかしてくれと、おかしいじゃないかと言われたときに、議員がそれをやることによって、また注意されるとか、政治員理委員会にかけられるとなると、やっぱり萎縮してしまうと思うんですよ。

なので、そういったところの観点からいうと、私も石山委員と同じで、当局から云々ということよりも、そういったところに関して、逆に言うと議会としての体制というのをしっかり、言われたとしてもやっていけばいいし、谷口委員の言うことでいえば、そのときの議長が判断するという判断にすればいいかなと思いますよ。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ちょっと話が飛躍しちゃっているところがありますので、もう一回、整理してください。

今回起きたことは、あくまでも事実で本人も認めていますよね。そういったところの事実から、皆さんに聞いていて、皆さんの意見を聞いています。

確かにミスは皆さん絶対ありますので、それに対する対応というの、篠崎議員を呼んで今日は聞きましたよね。その中で、対応をちょっとやっているよねというところは確認できましたし、とはいえ、本人もあれだけ反省しています。

ただ、そうはいっても議長が再三にわたる注意喚起、本人だけではなく、それ以外の方にも言われていることが、またか、というのは確かに議長の中にあると思います。

それに対して、やっぱり公人としての自覚というのが必要じゃないかなというのが、今回の倫理規程の中に議長が立ち上げたという内容でございますので、改めてそこを原点に戻って、なってもいけないことを言わなくて、これからの議会のために、よくしていきたいために、今こういうのが開かれたと思いますので、本当に建設的なご意見でお願いしたいと思います。

じゃあ、ありますか。

谷口委員。

○（谷口恵世君）

ですので、今回に関しては、事実が今このようになっていますので、今回の事実に対しての賛否とか、違反があったか、規程に違反していたかどうかの有無、そこに尽きると思うんですけども、そこを、今後の可能性とか、そういう話はちょっと違うと思うので。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

石山委員。

○（石山和生君）

そもそも、この会は議長の権限をもって開かれているというのは、僕は全然、それは議長の権限ですし、いいと思っているんです。

行政から言われたというのは、それを重く受け止めたほうがいいと言われたので言っただけで、これが行政から誘導されてやっているなんて、そもそもそんなことは全く思っていないので、そこだけ補足させてください。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

意見は出尽くしていますが、ほかにも何かあれば。

加藤委員。

○（加藤 彰君）

もう一つ、この第2条の2項というのも当然考えなくてははいけませんよね。そこには議員は、前項各号に掲げる政治倫理基準に反する行為があったと疑惑を持たれた場合はということで、自ら誠実な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならないということです。

これを、本人としては、もちろん故意じゃなかったし、謝罪もしたし、修正もしましたということは、この中で、それが事実だということを確認したということですよね。

でも、基本的には間違っただけを出してしまったということは、それがいろいろ出ている、そのことをあまり重く捉えると、普通にいろんなSNSをやっている人に対して悪影響が出ちゃうんじゃないか。むしろ、そこを止めちゃうんじゃないかと、それはあつては困りますよ。だけど、その話じゃなくて、そもそもSNS発信を行うときは、公人、それを自覚と責任を持って行うことという、だから、ざっくりしたものだから、でも、そのことをこの場でどうだこうだって、なかなか難しいような気がするんですよね。

でも、間違っただけは間違っちゃったと。それは本人も認められているということですよね。

なので、今、いろんな意見を踏まえて、それをまとめるということがいいんじゃないかなというふうな気がするんですけどね。結局、今この場で、ここの場というのは賛否を採るわけじゃないでしょう。採るんですか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

事務局長。

○事務局長（榛葉清澄君）

今回、委員会の審査報告書というものを議長に提出しなければいけないんですが、先ほどからご意見をいただいております関係をちょっとまとめさせていただきますと、昨日の段階は、その投稿が間違っているかどうかということの判断で、委員の皆さん全員が、これは間違っているという判断をされて、そうすると、審査をしなければいけないということで、政治倫理基準に引がかかるかどうかということの審査を、今日しなきゃいけないということでお集まりいただいて、今ご意見をすごいたくさんいただきました。

ここで、あと、審査結果というところでは、第2条第1項第5号の規定に抵触するかどうかということの判断を決を採っていただきたいと。それをもって、報告書のほうに、抵触するものか、抵触しないと判断するかということの結果を議長に報告しなければいけないことがあります。

あとは、今日、今聞いている中では、その他ということで議長に進言できる項目もありますので、今いただいたガイドライン、議会としてのガイドラインが必要じゃないかということで検討してもらうこととか、ここまではどうか分からないですけど、規程の見直しをするかどうかとか、そういった意見を付して報告書を作成するという運びになります。

ほかには、簡単に言うと開催日ですね。今回、臨時会が終わってからもう一回やるので、確認の委員会をやるので、全4回ということで、2番目に審査事案ということで、今回のSNSの関係の事案をまとめたものをつくって、3番目に審査結果、4番目にその他といった内容で報告書をまとめることになっております。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

事務局長に確認しますが、ですので、最終的には、このところは決を採るということとでいいですか。

○事務局長（榛葉清澄君）

このところは採っていただきたいと思います。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

そのために今、いろいろ皆さんのご意見を頂戴しておりまして、本人も呼んで事実確認を行ったわけでございます。

まだ、言い足りない方はおられますか。

石山委員。

○（石山和生君）

やっぱり採決を採らないといけないので、さっきのだけ、ちょっとだけ一番確認したいんですけど、100%ミスがない発言をしなければ、公人として自覚と責任はないということなんですか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

100%という文言は書いていませんので。

○（谷口恵世君）

それは定義にはないじゃないですか。

○（石山和生君）

じゃなくて、だって、ミスったら。

○（谷口恵世君）

それは、あなたが思っているんでしょう。

○（石山和生君）

いや、違いますよ。だって、今回。

○（谷口恵世君）

それは、有無と違うということですよ。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

ちょっと待ってね。

○（石山和生君）

僕の意見を、まず、言わせてもらっていいですか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

石山委員。

○（石山和生君）

僕の質問にまず答えてほしいです。別に、そうじゃないというなら、そうじゃないと答えてほしい。

○（谷口恵世君）

それは誰が答えるの。

○（石山和生君）

じゃあ、まず、谷口委員に聞きたいです。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

谷口委員。

○（谷口恵世君）

今回のこの件につきまして、例えば牧之原市議会の倫理規程に100%ミスがないとかって、そういう文言はないじゃないですか。だから、そうすると、そこで石山委員が言っている判断は誰ができるんですかって、私は思います。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

石山委員。

○（石山和生君）

本当にこの文言だけで判断しましょうということですか。

○（谷口恵世君）

それはそうですね、倫理規程ですから。

○（石山和生君）

なので、その定義を聞きたいんですけど。

なので、さっき、ミスったら、だってミスったら違反だ、誤ったら違反だという。じゃあ、誤っても違反じゃない可能性はあるということですね。謝っても違反じゃない可能性はあるという認識でオーケーということですね。ここだけ確認したいです。

だって、この件で考えるんですよ。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

濱崎委員。

○（濱崎一輝君）

今の石山委員に対して、自分の考えなんですけど、ここに何%と載っているわけじゃないものですから、これは自分自身の判断でいいと思うんです。自分自身の判断で。

○（谷口恵世君）

各委員で、ということですね。

○（濱崎一輝君）

そうです。その中で意見を表明して、後で意見をまとめてもらえばということなので。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

先ほどからも出ておりましたガイドラインというの、まだないものですから、今後に必要なというのは、このまとめの中には入れてもらいたいなとは思っております。

とはいえ、今出されている中では、各議員の判断ということになりますので、ここについて何か確認することはありますか。大丈夫ですか。

○（石山和生君）

自分の判断でいいということですね。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

そうですね、委員として招集されているわけですから。

では、今回の件につきまして、牧之原市議会議員政治倫理規程の第2条第1項第5号の基準に抵触していると認める方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○政治倫理委員長（松下定弘君）

挙手3名です。

同意に必要な3分の2は、今回の委員会では4人以上の決定が必要となりますので、今回の案件は、当委員会の審査にかけないことに決定しました。

○（名波和昌君）

否決されたということでしょうか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

そうですね、審査にかけない。

○（名波和昌君）

審査はしてきたということですよ。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

当委員会の今回の案件は。

○（名波和昌君）

抵触していないという。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

そうですね、抵触していないことに決まりました。いいんですよ。

○（加藤 彰君）

もう一回、確認だけです。

第2条2項、もう一回、疑惑を持たれた場合はというのもあるわけですよ。ですので、そういう意味合いはあったかなと思っています。ですので、判断するときの根拠にはしたということはありません。

2号のほうと全然、公人としての自覚及び責任を持って行うことというのは非常にざっくりとしたあれだから、なかなか個人の判断でということですので、そういうことだと思いますけれども、でも、事実、そしてこの疑惑を持たれた、そういった部分を少し根拠にしたということですね。それは報告書の中で。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

そうですね。今回の内容を、また事務局のほうで審査報告書をまとめてもらって、次回の委員会で報告する方向でいいのでしょうか。

事務局長、お願いします。

○事務局長（榛葉清澄君）

今回の、今日ここでいただいた意見をまとめて報告書を作成しますので、次回の委員会で臨時会終了後、この場で、またご確認をしていただきたいと思います。

それに当たってなんですが、今、加藤委員がおっしゃられたとおり、審査結果として、まずは疑惑を持たれた事実は、これは委員の皆様は認めると。だけど、政治倫理の基準に反するところまでは、抵触するところまでは至らないというような形で、第2条第1項第5号には抵触しないと判断するという形の文面をつくりたいと思います。

その他なんですが、ガイドラインの関係とかも載せたほうがいいのでしょうか。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

必要性を感じるという部分は、議長に報告したほうがいいかなと自分は思います。

名波委員。

○（名波和昌君）

今のお話、ガイドラインは個人的には、今後つくっていく必要があるということはあるので、その他の意見として記載したほうがいいと思いますし、その場合に、今回は倫理規程違反には抵触しないという結果にはなったんですが、疑惑を持たれたということに対して本人に注意喚起とか、そういうことも何もしないということでもいいのか、その点について、皆さんどうなのかなという。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

事務局長。

○事務局長（榛葉清澄君）

倫理規程の是正措置第13条にあるんですが、議長は委員会の報告を受け、対象議員の行為が政治倫理基準第3条の事項に反すると認めるときは、該当議員に対し、次に掲げる措置を取ることができるというような、是正措置をもし設けるとすると、議長からという形になるものですから、委員会では是正措置というのは、ちょっとできないので。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

そうなんですよ。あくまでも。

ただ、意見としてですね。

○（名波和昌君）

意見はつけられるんですか。

○事務局長（榛葉清澄君）

審査結果の中に附帯することはできるかなと。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

審査結果にね、そうですね。

石山委員。

○（石山和生君）

僕も、悪くなかったとは思っていないので、反省書というか、よく分からないですけど、ただの口頭の注意ではなく、残る形でやるというのは大いに賛成です。

○（谷口恵世君）

それ、できないですよ。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

そのために今、決を採ったので。

○（谷口恵世君）

決を採ったので。それを議長が判断する前に。

○（石山和生君）

意見があったとして書くということですか。委員会としての。

○（谷口恵世君）

いや、否決されたから、議長はそれを見て、それこそ。

○（石山和生君）

誓約書じゃないですよ、だから。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

できないですよ。だから、そのための決なんですよ。

○（石山和生君）

それならいいです。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

そんな、あやふやにできないですよ。いいところ取りは。

○（名波和昌君）

委員会としても、何もできないんじゃない。

○（谷口恵世君）

できない。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

そういうことです。

○（加藤 彰君）

ただ、その報告書の中に、例えば今後に向けて、今言った具体的なガイドラインみたいなものが、議長がだよ、受けたときに、必要だという考えを持てば、それがどういうプロセスでつくっていくか分からないけれども、場所で。例えば、議運になっちゃうかもしれないけど、そういうところへ諮問というか、来るということは考えられますよね。

もう一つは、今、石山委員が言われるようなことは、意見としては書いておいてもらうということはいいいじゃんね。それは皆さんがよければ。

その場合に、それじゃあ、今回の是正措置には反映できないわけだよね。なので、もっと、なるか分からないですけど、違う形で指示があるのかもしれないというのは、あるかもしれないね。

○（谷口恵世君）

できないですよ、でも。できません。議決なので。

○（加藤 彰君）

委員会としてはできないね。

○（谷口恵世君）

いや、議長もできません。

○（加藤 彰君）

というか、ここの是正措置をやれというのではなくて、今後の公人としての振る舞いというか、そういったものに対しての、そこが、もう少し考えていく必要があるんじゃないかということと言えないの。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

そこは報告でできますよ。

○（石山和生君）

報告でできる。

○（加藤 彰君）

報告はできるんだけど、報告したことは、それで何もないというものも。

○（石山和生君）

議長の受取り次第ですね。

○（濱崎一輝君）

そもそも、ここで弁明して反省しているので、それも一つの形だと思うんですよね。だから、あまりこれ以上、ここで決めて、あれやれこれやれというのは、ちょっと言えないと思うので。

○（名波和昌君）

それは、やったらいいんじゃないですか。

○（加藤 彰君）

それを・・・

○政治倫理委員長（松下定弘君）

それを言っているわけじゃないよね。

○（加藤 彰君）

そういう意味じゃない。

○事務局長（榛葉清澄君）

・・・誓約書を提出させることとか。

○（谷口恵世君）

それはできない。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

そう、認められた場合ですからね。

○（谷口恵世君）

できないから、でも、加藤委員が言っているのは、ガイドラインとか、今後のガイドラインとかを意見として挙げておいて、議長がまた、議運か何かにそれを挙げていただいて、そこで協議することはできるということ。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

何をやるかどうかだね。

○（谷口恵世君）

そういうことです。そういう方向性ですよ。

○事務局総括主幹（原口 亨君）

おっしゃるとおりで、この委員会としては、倫理基準には違反していないよという結論が出ましたので、是正措置は取ることはできないという。

あとは、先ほど言われたガイドラインが必要ではないかという意見は、つけばいいと思います。

それを議長が受けてどうするかは、また、議長の判断だと思いますし、反省文とか反省とかという話なんですけど、それは是正措置に入ってしまうので、そこは議長としてはやれない部分ですので、もし、やるとすれば、議長の判断の中で、もう一度、全協の中でそういう注意喚起をすとかというのは、この倫理委員会とは別で、議長の判断でいいのかなというふうに思います。

○政治倫理委員長（松下定弘君）

大丈夫ですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（松下定弘君）

それでは、本日の委員会はこれで閉会しますが、今度、次回は来週の14日、臨時会終了後に一回行って、まとめたものを確認してもらおうというところで大丈夫でしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○政治倫理委員長（松下定弘君）

では、以上で政治倫理委員会を終了します。お疲れさまでした。

〔午前 11時09分 閉会〕